

株式会社神戸製鋼所「神戸製鉄所火力発電所（仮称）
設置計画環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成30年4月4日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所火力発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書について、株式会社神戸製鋼所に対し、環境保全の観点から勧告を行った。勧告内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、兵庫県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：兵庫県神戸市
原動力の種類：汽力（超々臨界圧（USC:Ultra Super Critical））
出力：130万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成26年12月15日
環境大臣意見受理	平成27年 2月20日
経済産業大臣意見発出	平成27年 3月 9日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成27年 6月30日
意見の概要等受理	平成27年 8月31日
兵庫県知事意見受理	平成27年11月24日
経済産業大臣意見発出	平成27年12月 4日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成29年 7月10日
意見の概要等受理	平成29年 9月15日
意見の概要等（一部補正）受理	平成30年 1月24日
兵庫県知事意見受理	平成30年 3月16日
環境大臣意見受理	平成30年 3月23日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 4月 4日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、松浦
電話：03-3501-1742（直通）

1. 総論

- (1) 石炭火力発電を巡る環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、本事業を検討すること。
- (2) このような国内外の状況を踏まえた上でなお本事業を実施する場合には、自らに加え、共同実施を予定しているグループ会社等を含む事業者全体が所有及び計画している火力発電所の適切な運用などにより、ベンチマーク指標の目標を確実に達成するとともに、2030年以降に向けて、更なる二酸化炭素排出削減を実現する見通しをもって、計画的に実施すること。
- (3) 本事業の工事の実施及び施設の供用に当たっては、二酸化炭素の排出削減対策をはじめ、排ガス処理設備の適切な運転管理及び騒音・振動の発生源対策等による大気環境の保全対策、排水の適正な処理及び管理による水環境の保全対策等の環境保全措置を適切に講ずること。
- (4) 本事業は、人口密集地であり、かつ、既存の製鉄所及び発電所が存在する地域において、環境負荷を増大させる事業であること等から、関係する地方公共団体の意見を十分勘案するとともに、地域住民等の関係者の理解・納得が得られるよう、誠意を持って丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 温室効果ガス

温暖化制約が厳しさを増す中で、長期間にわたり、大量の二酸化炭素を排出することとなり得る石炭火力発電を行うことを社員一人ひとりに至るまで自覚し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(昭和54年法律第49号)(以下「省エネ法」という。)に基づくベンチマーク指標の目標達成及び自主的枠組み全体としての目標達成に向けて、社会的な透明性を確保しつつ、できる限り具体的な方針を示して、以下をはじめとする事項に取り組むこと。

- ① 本事業の発電技術については、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(平成25年4月25日経済産業省・環境省)の「BATの参考表」に掲載されている「(B) 商用プラントとして着工済み(試運転期間等を含む)の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続に入っている発電技術」に相当する高効率の発電設備を導入することから、当該発電設備の運用等を通じて送電端熱効率の適切な維持管理を図ること。
- ② 省エネ法に基づくベンチマーク指標については、その目標達成に向けて計画的に取り組む、2030年度に向けて確実に遵守すること。その取組内容について、可能な限り評価書に記載し、当該取組内容を公表し続けること。さらに、その達成状況を毎年度自主的に公表すること。
現状では目標達成が見込まれる状況であるが、自らがベンチマーク指標の目標を達成できないと判断した場合には、本事業の見直しを検討すること。さら

に、今後、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の見直しが行われた場合には、事業者として必要な対策を講ずること。

- ③ 本事業で発電した電力は、自主的枠組み参加事業者である関西電力株式会社に全量供給することとしていることから、引き続き、自主的枠組み参加事業者により電力を供給し、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- ④ 本事業を実施することによる二酸化炭素排出量については、毎年度適切に把握すること。
- ⑤ パリ協定に基づき中長期的には世界全体でより一層の温室効果ガスの排出削減が求められる中で、商用化を前提に、2030年までに石炭火力発電に二酸化炭素回収・貯留（Carbon Dioxide Capture and Storage；CCS）を導入することを検討することとしていることを踏まえ、本事業を検討すること。その上で、地球温暖化対策計画に位置付けられた我が国の長期的な目標に鑑み、将来のCCSの導入に向けて、国の検討結果や、二酸化炭素分離回収をはじめとした技術開発状況を踏まえ、本発電所について、二酸化炭素分離回収設備の実用化に向けた技術開発を含め、今後の革新的な二酸化炭素排出削減対策に関する所要の検討を継続的に行うこと。
- ⑥ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、パリ協定や今後策定される我が国の長期戦略等地球温暖化対策に係る今後の国内外の動向を踏まえ、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。

（2）大気環境

- ① 対象事業実施区域の周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や多数の住居が存在することから、本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う大気環境への影響が回避・低減されるよう、大気環境の状況について、自らが策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて、適切な環境保全措置を講ずること。
- ② 水銀の大気への排出については、「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」（平成28年環境省令第22号）及び「排出ガス中の水銀測定法」（平成28年環境省告示第94号）を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。
- ③ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る最新の知見を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。
- ④ 継続的な大気環境の改善に向け、地元自治体と密に連携し、現在の環境保全協定の内容について、本事業計画を踏まえ、実態に即して積極的に見直すとともに、その遵守のため、大気汚染物質排出削減対策を講ずること。

(3) 水環境

対象事業実施区域の周辺海域は、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第110号)に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画に関する指定水域であり、水質汚濁に係る環境基準を達成していない地点も存在するなど、水環境の改善が必要な地域であることから、水環境に係る以下をはじめとする事項に取り組むこと。

- ① 本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う水環境への影響が回避・低減されるよう、排水処理設備等により水質汚濁物質排出量を抑制するとともに、水質について、自らが策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。また、地元自治体との環境保全協定を遵守すること。
- ② 本発電設備の稼働に伴う放水口からの温排水については、自らが策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。

(4) 廃棄物等

本発電設備の稼働に伴い発生する石炭灰は、セメント原料等として全量有効利用する計画であることに鑑み、セメント原料等として適切な有効利用が図られるよう、稼働期間における継続的な有効利用方法及び利用先を確保すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。